

睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業 基本計画（案）

2025年10月

睦 沢 町

目 次

1. 基本計画策定の背景と目的	1
2. 学校施設の現状と課題整理	2
2.1 園児・児童・生徒数等の整理	2
3. 基本方針.....	5
3.1 上位計画・関連計画等の整理	5
3.2 小中学校の新校舎建設にあたっての意向調査.....	6
3.3 基本方針（コンセプト）	10
4. 施設計画方針	11
5. 施設規模の検討.....	13
5.1 既存施設の現況.....	13
5.2 必要諸室.....	17
6. 園小中一貫教育のための施設形態を見据えた配置計画の検討.....	21
6.1 普通教室棟（中学校舎棟）配置イメージ.....	21
6.2 車両動線の考え方	22
6.3 施工手順イメージ	23
6.4 将来整備手順イメージ	24
7. 備えるべき機能の検討.....	26
8. 構造・設備の基本的方向性	27
8.1 構造の基本的方向性.....	27
8.2 設備の基本的方向性.....	30
9. 事業手法の検討.....	32
9.1 事業手法の基本方針.....	32
9.2 事業手法の比較とスキーム.....	32
10. 概算事業費の算定	34
11. 関係法令や制度（補助制度含む）の整理.....	36
11.1 関係法令の整理	36
11.2 制度（補助制度含む）の整理	37
11.2.1 国庫補助事業の概要	37
11.2.2 学校施設環境改善交付金.....	37
11.2.3 千葉県地域防災力充実・強化補助金.....	38

1. 基本計画策定の背景と目的

陸沢町（以下、「本町」という。）では、2025年に「郷土を誇りに思う心と人間力・社会力の育成と生涯にわたる幅広い学びで、『陸沢版ウェルビーイングの実現』」を基本理念とする陸沢町教育大綱（第3次）を定め、同年「第3期陸沢町教育振興基本計画」を策定し、2029年度までの本町における教育の方向性を示した。

また、「陸沢町立小学校の適正規模・適正配置に関する方針」に基づき、2018年4月に2つの小学校を再編し、陸沢小学校を開校した。このことにより、本町には、こども園1施設、小学校1施設、中学校1施設となり、これまで進めてきた「陸沢町園小中連携教育」から「陸沢町園小中一貫教育」をめざし、2019年2月に「陸沢町園小中一貫教育基本方針」を策定した。そして、2020年4月に園小中一貫教育校（施設分離型）を開始した。

しかしながら、陸沢小学校（旧土陸小学校）は1973年に、陸沢中学校は1968年にそれぞれ建設され、小学校は8年後、中学校は3年後に鉄筋コンクリート造の構造物の耐用年数（60年）を迎えることを考慮すると、早い段階で次に向かうべき方向性を示す必要がある。

これらのことから、本計画は上に示す各計画、方針及び「陸沢町立学校個別施設計画」を基に、既存校舎の老朽化等を踏まえ、町教育委員会がめざす園小中一貫教育をより確かなものとして実現していくための新たな陸沢中学校校舎建設における基本的な考え方を整理するものである。

2. 学校施設の現状と課題整理

2.1 園児・児童・生徒数等の整理

(1) 睦沢町の人口

本町の人口は、2000年以降に減少に転じ、2025年時点で6,357人である。国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計によれば、今後も人口減少は続く予測されており、2040年には5,000人を下回り、2050年には4,100人程度になると推計されている。同様の推移をたどると2060年には約3,200人となることが見込まれ、前回（2020年）の推計に比べて大きく改善しているものの、依然として、積極的な人口減少対策が求められる。

一方、「第2期 睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）では、町の将来展望として、「町の人口減少対策の施策により、2040年で人口5,500人超、2060年で人口約4,500人となることが見込まれる」としている。

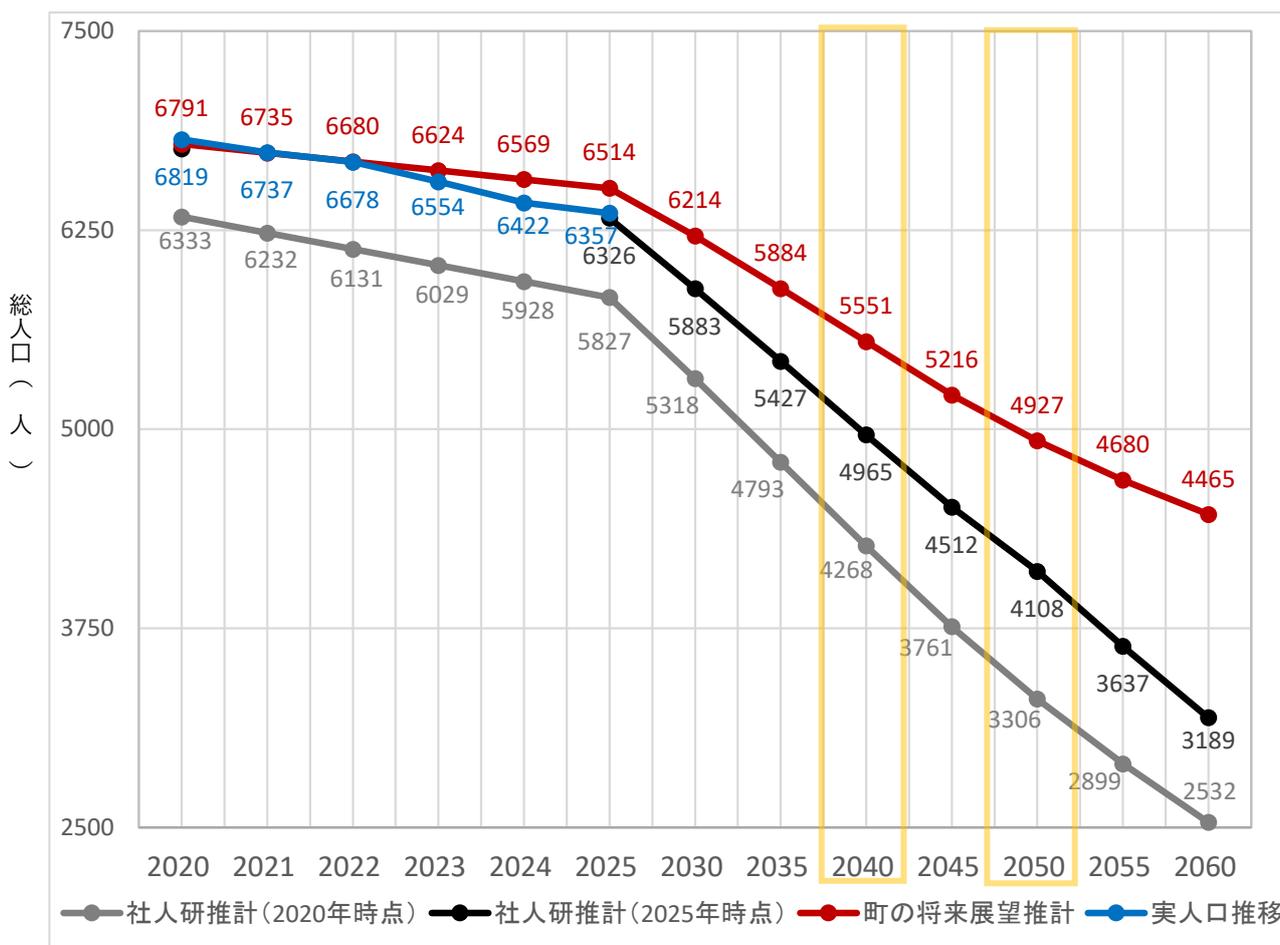


図 2-1 社人研推計と町の将来展望推計による総人口推移の比較（睦沢町）

※社人研推計の2050年以降は2025年～2050年の推計の線形近似による独自推計値

(2) 園児・児童・生徒数

2025年度における園児数は139人（睦沢こども園）、児童数は261人（睦沢小学校）、生徒数は152人（睦沢中学校）、学級数は、こども園9学級、小学校12学級、中学校7学級である。特別支援学級数は小学校3学級、中学校2学級である。

表 2-1 園児・児童・生徒数及び学級数の現況（2025年5月1日時点）

	睦沢こども園			睦沢小学校			睦沢中学校		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0歳児ひよこ	1	1	2						
1歳児あひる	8	6	14						
2歳児こあら	7	7	14						
3歳児うさぎ	11	9	20						
3歳児りす	10	9	19						
4歳児ゆり	8	10	18						
4歳児すみれ	7	10	17						
5歳児ほし	9	9	18						
5歳児つき	9	8	17						
1年1組				11	10	21			
2組				11	11	22			
計				22	21	43			
2年1組				10	9	19			
2組				11	8	19			
計				(シ1)		(シ1)			
3年1組				12	7	19			
2組				10	7	17			
計				(チ1シ1)	(チ1)	(チ2シ1)			
4年1組				12	8	20			
2組				11	9	20			
計				(チ1)	(チ2)	(チ3)			
5年1組				10	13	23			
2組				10	13	23			
計				(チ3)	(チ1)	(チ4)			
6年1組				11	12	23			
2組				10	13	23			
計				(シ1)		(シ1)			
たんぽぽ1(チ)				3	3	6			
たんぽぽ2(チ)				2	1	3			
むつみ(シ)				3	0	3			
計				8	4	12			
1年A組							8	11	19
B組							8	10	18
C組							9	10	19
計							25	31	56
2年A組							12	10	22
B組							12	11	23
計							24	21	45
3年A組							11	11	22
B組							10	11	21
計							21	22	43
睦和A(チ)							4	1	5
睦和B(シ)							2	1	3
合計	70	69	139	137	124	261	76	76	152

※（ ）は特別支援学級児童数。学年ごとの小計には含まず、特別支援学級の欄で集計。
また、表中の(チ)は知的障害学級、(シ)は自閉症・情緒障害学級を表す。

(3) 園児・児童・生徒数の将来推計

園児、児童及び生徒の人数について、「2025年度園児・児童・生徒数（睦沢町）」及び「睦沢町将来推計人口（社人研）」から将来推計した結果を以下に示す。園児・児童・生徒数は減少傾向にあり、2025年時点で552人（園児数139人・児童数261人・生徒数152人。）であるが、2035年には441人（園児数117人・児童数207人・生徒数117人）、2045年には379人（園児数98人・児童数181人・生徒数100人）程度になるものと推定される。

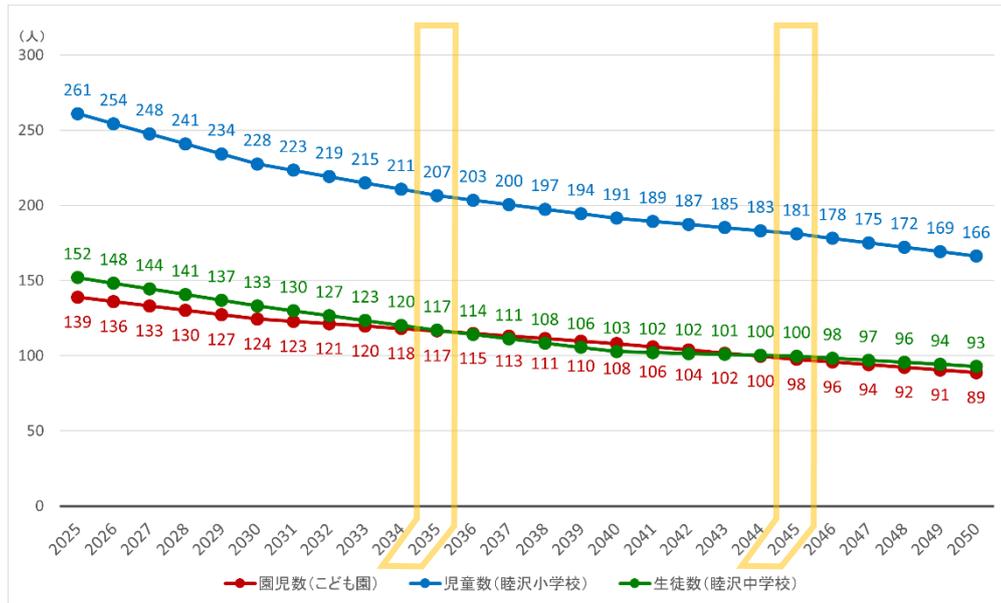


図 2-2 社人研推計による園児・児童・生徒数の推移

資料：「2025年5月1日現在園児・児童・生徒数（睦沢町）」及び「睦沢町将来推計人口（社人研）」

一方、人口ビジョンでは、将来展望として、0歳から15歳までの人口は人口減少対策の施策により2035年で754人（0～6歳：316人、7～12歳：294人、13～15歳：144人）、2045年で713人（0～6歳：296人、7～12歳：276人、13～15歳：141人）となることを見込んでいる。

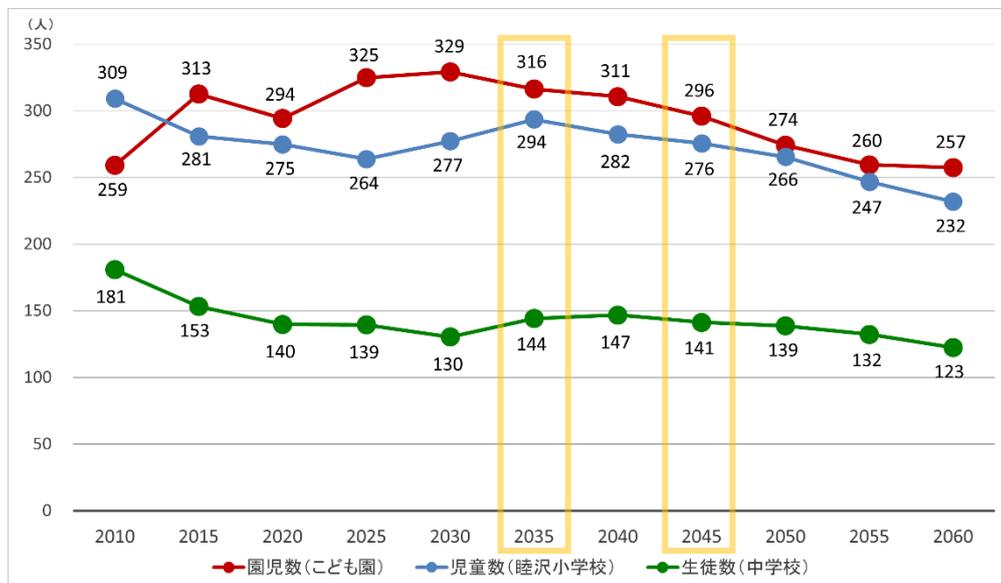


図 2-3 町の将来展望推計による園児・児童・生徒数の推移（睦沢町）

資料：睦沢町人口ビジョン「3. 人口将来展望」を基に独自推計

3. 基本方針

3.1 上位計画・関連計画等の整理

(1) 第2期 睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略（2021年4月）

2021年度から2025年度を計画期間とし、人口ビジョンを達成するための5か年の施策をまとめている。

重点プロジェクトの一つとして、「『自ら一步をあゆみだす15歳』の育成」を掲げ、園小中一貫教育の推進や「人間力」「社会力」の醸成につながる質の高い教育の実施とともに、地域愛を育む教育や安心・安全に学校に通うことができる環境の整備を図るとしている。

(2) 睦沢町人口ビジョン（2015年10月）

2015年度の第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定にあたり、まち・ひと・しごと創生法に基づいて本町における人口の現状と将来の展望をとりまとめている。基本的視点の1つとして「住みたい町・いつまでも暮らしたい町を実現する」ことを掲げ、長期的な視点で豊かな住環境や福祉、教育、雇用、労働環境等の総合的な整備を行うとしている。

(3) 第3期睦沢町教育振興基本計画（2025年3月）

2025年度から2029年度を計画期間とし、「郷土を誇りに思う心と人間力・社会力の育成と生涯にわたる幅広い学びで『睦沢版ウェルビーイングの実現』」を掲げ、22の重点施策を定めている。その中の1つとして、「子供たちの安心・安全の確保」を掲げ、「特に、近年の集中豪雨や地震の激甚化・頻発化が懸念されている。学校（園）は、学習の場であるとともに災害時に避難所としての機能を有しており、安全性を確保する必要がある。」「このような背景のもと、園児・児童生徒の良好な学びの環境や施設の安全性を保ちつつ、睦沢町立学校個別施設計画（2021年3月）により教育施設の整備を進めていくことが望まれる。」と記されている。

(4) 第3期 睦沢町子ども・子育て支援事業計画（2025年3月）

2025年度から2029年度を計画期間とし、本町における更なる子ども・子育て支援の充実を図るための計画として策定され、基本目標の一つとして「子どもの豊かな心と健やかな成長を支える魅力ある教育環境づくり」が掲げられている。その中の施策として「質の高い学校教育を推進するための環境の充実」を掲げ、「質の高い学校教育を推進するため、教職員の資質・能力の向上や、学校・保護者・地域が一丸となった魅力ある学校づくり、技術革新や情報化に対応する学習環境の整備・充実などを進めます。」と記されている。

(5) 睦沢町公共施設等総合管理計画（2017年3月）

2017年度から2031年度までの15年間を計画期間とし、公共施設等に関わる中長期的な取り組みの方向性を示している。公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方については、「住民や民間事業者などと協働・連携をさらに促進し、受益者負担の適正化の更なる推進や、専門的な知識やノウハウ、資金等、PPP/PFIへの取り組み等の民間活力の効果的な活用についても検討」と記されている。

3.2 小中学校の新校舎建設にあたっての意向調査

本町では、睦沢町教育振興基本計画（第2期）推進状況に関する調査と併せて、睦沢こども園、睦沢小学校及び睦沢中学校に在籍する子どもを持つ保護者及び睦沢中学校に在籍する生徒を対象に小中学校の新校舎建設についての意向調査を行った。

〔調査全体〕

実施年度：令和4年度

対象：保護者 482名、生徒 143名

回収率：保護者 89%（429/482）、生徒 97%（139/143）

〔小中学校の新校舎建設にあたっての意向調査〕

設問内容：

	設問 1	設問 2
保護者	あなたのお子様が通学している学校の施設環境（例：校舎、教室、体育館、その他）について、課題等のご意見があればお聞かせください。	設問 1 でご回答いただいた課題等を解決するために、新たな学校づくりにどのようなことを期待しますか。
生徒	あなたが通学している学校の施設環境（例：校舎、教室、体育館、その他）について、課題等のご意見があればお聞かせください。	設問 1 でご回答いただいた課題等を解決するために、新たな学校づくりにどのようなことを期待しますか。

回答形式は自由記述であったものの、保護者は 121 名（内、中学校生徒の保護者 29 名）、生徒は 29 名から回答を得られた。

本計画においては、中学校生徒の保護者及び中学校生徒の合計 58 名からの回答を整理することとする。声が多かった意見として「建物（校舎、体育館、駐輪場など）及び設備の老朽化」（計 16 人）及び「トイレの環境改善」（計 14 人）が挙げられる。

そのほかに、「更衣室の確保」（中 1 保護者）、「エレベーターの設置」（中 2 保護者）、「給食の改善」（中 3 保護者）、「ICT 設備とその利用環境の充実」（中 2・中 3 生徒、）、「防犯対策の充実」（中 3 生徒）などの意見があった。

【保護者からの回答】n=29

	設問 1 あなたのお子様が通学している学校の施設環境（例：校舎、教室、体育館、その他）について、課題等のご意見があればお聞かせください。	設問 2 設問 1 でご回答いただいた課題等を解決するために、新たな学校づくりにどのようなことを期待しますか。
中学 1 年生保護者		
①	トイレがとにかく臭い。更衣室 = 教科準備室を兼用で使っていた時、男性教諭が入室してきて、それ以来子ども達はその部屋を使わなくなった。	新たな学校の場所は決定されていますか。公民館、運動公園など活用できるならその近くが良い。
②	いつもキレイであってほしい。「来客あるからキレイにしよう」ではなく清掃時間で十分キレイにできる施設環境だったらいいと思う。	古くなくても大切に使われる校舎であってほしい。ゆとりある十分なスペース。
③	プール改善、水泳の授業が少なかった。トイレの改善。	—
④	トイレが狭い。便座が冷たい。	トイレを新設。
⑤	トイレの悪臭。小学校 3 年生以上の子ども達が利用できる教室とは別の更衣室。	—
⑥	トイレ。	明るく清潔感のあるトイレ。
⑦	校舎の老朽化、耐震について。空調。	新たな学校がいつ建設されるのか不明ですが、完成する頃には少子化で児童・生徒数も少ないと思う。先生方の目の届くような校舎であれば良いのでしょうか。
⑧	子どもがみんなバスではなく歩いて、又は自転車で行ける場所がふさわしい。	町の中心に新しい校舎が建つことを期待する。
⑨	小中一貫校にはしてほしい。小学生は小学生で、高学年として一旦、責任感や自主性を上の学年として自覚させることが必要である。小中一貫校にしてしまうと、さらに教員の数が減ってしまうため、生徒一人一人に目が行き届かなくなる。中学 3 年まで行くと学校が同じであるため、高校になった時に初めて学校が変わることの戸惑いや精神的負担がとても大きい。	—
⑩	校舎が古すぎてびっくり。壁はヒビだらけ、窓のサッシもパッキンがボロボロ。地震が起きたらすぐ外へ避難しないと危ない。	早急に新校舎を建てるべき。
⑪	設備全般が古い。災害などが心配。	子どもが楽しんで学べる環境づくり。
中学校 2 年生保護者		
⑫	環境を整えることは大切に思う。しかし、環境だけを整えても良いのかと思ってしまう節が多くありますね。	そもそも、この調査の内容すべてが大切なことが抜けているように思う。学校だけ作っても仕方ないと思う。同じ角度からの内容ばかりで、もっと異なる視点も必要かと思う。今の子ども達に起こっている問題はこれでは解決せず、より良い学校は難しいと感じました。
⑬	学校は町の核であって欲しいが、中心にないので行きにくい。コミュニティスクールが物理的に難しい状況です。エアコン等の使い過ぎが気になり、子ども達の健康を考えて風通しを良くし循環させて欲しい。耐久性が心配。迷路のようで学校に一体感がない。給食の匂いも感じることも重要。伝統文化を学校で学んでほしい。	学校は町の中心に置くか、分校があるとありがたい。高齢者でも歩いて行けるようなところ。木がたくさんある森の中のようにして風通しの良い呼吸する木造校舎。ストーブは薪を使い防災教育や自然の摂理を学校生活の中で学ばせる。給食は五感を使い、生徒の健康を考えて地産地消のオーガニックにする。自分達が郷土に誇りをもって自慢できるような睦沢モデル校を造って欲しい。古い事を今こそ新しくデザインしていかないと日本の伝統どころか、一旦災害でもあったら無機能になってしまう事を危惧している。
⑭	老朽化。トイレの臭い。	—
⑮	家から遠い。体育館の湿気。	部屋を作ってください。教室の後ろ側ロッカーは使いやすくても、窓側のロッカーは奥行きがなくて使いづらそう。ロッカーの充実。

設問 1 あなたのお子様が通学している学校の施設環境 (例：校舎、教室、体育館、その他) について、課題等のご意見があればお聞かせください。	設問 2 設問 1 でご回答いただいた課題等を解決するために、新たな学校づくりにどのようなことを期待しますか。	
⑩	トイレが汚すぎる。	学校を新しくしてほしい。
⑪	学校活動の場の整備が必要。授業や部活動で使用する教室、道具、部活で使用する場所の定期的なメンテナンス。現場の声を聴いて。新校舎ばかりではなく、子ども達が伸び伸びと活動して安全安心して活動できて他校にも自慢できる学校にして欲しい。	現場の意見を聴く。近隣住民の方々にも協力して頂けるような約束をしておく。PTAと学校関係者だけの問題や対策にせず、町が思い切った対策を持ち、一緒に関わって改善し対策する。
⑫	トイレをキレイで広めにして年頃の女子がゆったりと使えるように。掃除をしやすく清潔を保てるように。通学路が自転車と自動車がスレスレで危ない。	安全、清潔、学力体力向上できるように。
⑬	トイレが臭う。	—
⑭	車いすの子やケガをした子の為のエレベーターは必須。	—
⑮	全体的に老朽化している。	教育予算の拡充。
中学校 3 年生保護者		
⑯	駐輪場が濡れない工夫。レインコートを干すスペースの設置。トイレの洋式化。停電時対策で発電機や太陽光発電 & 蓄電池の設置。	—
⑰	子ども達の体を作るために重要な食ですが、給食は楽しい時間であって欲しい。温かいものは温かいまま、冷たいものは冷たいまま食べられるように、新校舎建設の時は環境を整えてほしい。パンがお皿ではなくトレーに直接置かれ、子ども達は嫌がっている。校舎の場所は町を中心にしてほしい。	小学校で作った給食を中学校へ運んでいるため、中学生の味覚の合わないものであったり、温かいまま、冷たいままの食事を出せないのと思う。給食は楽しみになるよう環境を変えてほしい。校舎は中央公民館の近くにしてほしい。現在の小中学校は車の出入りがしづらく、引渡し訓練でも混雑する。災害時は大変。瑞沢地区から徒歩で迎えに行くには遠すぎる。
⑱	数年前の小中学校再編時に校舎を改修しているはずなので、現状のままの校舎を使えるはずだが、地域に根土した学校を目指して行くのであれば住民に活動を見る工夫をすべき。	—
⑲	トイレが古く汚いといって学校では使わずにガマンしているのが気になる。	—
中学校特別支援学級保護者		
⑳	全体的な校舎の老朽化を改善。教室が日当たりの良くなるように。	子ども達が過ごしやすい環境を期待。冷暖房の充実。
㉑	学校は町の核であって欲しいが、中心にないので行きにくい。コミュニティスクールが物理的に難しい状況です。エアコン等の使い過ぎが気になり、子ども達の健康を考えて風通しを良くし循環させて欲しい。耐久性が心配。迷路のようで学校に一体感がない。給食の匂いも感じることも重要。伝統文化を学校で学んでほしい。	学校は町を中心に置るか、分校があるとありがたい。高齢者でも歩いて行けるようなところ。木がたくさんある森の中のようにして風通しの良い呼吸する木造校舎。ストーブは薪を使い防災教育や自然の摂理を学校生活の中で学ばせる。給食は五感を使い、生徒の健康を考えて地産地消のオーガニックにする。自分達が郷土に誇りをもって自慢できるような睦沢モデル校を造って欲しい。古い事を今こそ新しくデザインしていかないと日本の伝統どころか、一旦災害でもあったら無機能になってしまう事を危惧している。
㉒	小中学校（特に中学校）の老朽化が目立つ。	予算で人口推移を見極めて、税金の無駄にならないように。
㉓	小中学校（特に中学校）の老朽化が目立つ。	新校舎建設は良いが、予算や今後の人口（子ども）の推移を見極めて、総合的に考えるべき。場所においても小学生はバスが運行されているが中学生はないので、町に1校ならば場所は慎重に考えるべき。

【生徒からの回答】n=29

	設問 1 あなたが通学している学校の施設環境（例：校舎、教室、体育館、その他）について、課題等のご意見があればお聞かせください。	設問 2 設問 1 でご回答いただいた課題等を解決するために、新たな学校づくりにどのようなことを期待しますか。
中学 1 年生回答		
①	体育館の電気が点くのが遅い。校舎の掃除をしても次の日には汚れている。	新校舎を建てる。
②	教室の棚が大雨の日に棚にあるものをどかさないといけないのが大変。	棚を直し、勉強に励める環境を作る。
③	学校が汚い。	—
④	雨漏りが起きる可能性がある。	生徒が安心して勉強できる学校。
中学 2 年生回答		
⑤	校舎、設備が古い。充実していない。	—
⑥	タブレットや大型モニターなどの機械類の設備が充実していない。	—
⑦	体育館にあるスポーツ用具が少ない。	スポーツ用具を増やす。
⑧	いろんな道具が古すぎる。	—
⑨	駐輪場がボロボロ。	直す。
⑩	エアコンがついていない部屋がある。	できるだけ多くの部屋にエアコンをつけてほしい。
⑪	校舎が古い。	—
⑫	雨が降った時、校舎の床が濡れて滑りやすい。	滑らなくする。
⑬	校舎、体育館。	—
⑭	トイレが汚い。	—
⑮	教室。	—
中学 3 年生回答		
⑯	黒板が傷だらけ。校舎が汚い。	工場にする。
⑰	防犯対策をする。	—
⑱	各教室のロッカー、掃除用具入れなど古くからあるものが、穴が空いている場所があったり、戸が閉まりづらくなっていたりする場所がある。	—
⑲	駐輪場の整備。トイレの整備。プール。屋上の利用。理科実験器具の最新化。本の種類の少なさ。Wi-Fiの強化。クーラーの設置。	最新化。
⑳	プールを壊すか修復して欲しい。	全体的に校舎を新しくしてほしい。
㉑	職員室の位置が悪く、もし不審者が来たとしても気づきにくい。	—
㉒	屋上に行けるように。	屋上の柵の整備。
㉓	—	生徒が快適に授業を受けることのできる環境の設立。
㉔	校舎がもう少しキレイだったらいいかな。電灯がチカチカする。プールを直す。	学校の備品などを充実。
㉕	トイレの換気扇がうまく稼動していないため臭いが気になる。体育館をもっと大きくしてもらいたい。	正直作ることに興味を持ってない。小中学校で合併することへのメリットがわからない。今の勉強で十分。
㉖	体育館が汚い。	先生方に放課後に掃除をしてもらう。
㉗	雨が降ったらグラウンドが濡れて体育ができなかった。	もっと水はけのよいグラウンドが欲しい。
㉘	電子機器を使用しやすい環境ではない。	—
㉙	体育館のスペースが足りないと部活中に感じた。	—

3.3 基本方針（コンセプト）

1

人間力・社会力を育む学校づくり

- 多様な教育形態に対応する学習環境
- 情報活用能力育成に向けたICT技術の活用

2

インクルーシブな学校づくり

- 多様性を重んじる共生社会を体験する場の構築
- 「個」と「協働」を意識した学びの充実

3

安全・安心を確保する学校づくり

- 視認性の高い空間構成
- 生徒の抱える様々な問題に向き合う相談の場づくり
- 防災・減災に向けた備えを意識させる場

4

地域に開かれた学校づくり

- 地域との交流・地域開放を高める施設
- 地域の子供は地域で育てる意識の共有の場
- リカレント教育、リスキリングの場の提供

5

自然とともに過ごす学校づくり

- 郷土愛を育む心の拠り所となる空間
- 睦沢版ウェルビーイングを実感できる校舎

4. 施設計画方針

1 人間力・社会力を育む学校づくり

- 多様な学習内容・学習形態による活動に柔軟に対応するための、ゆとりある空間構成とする。
- 日当たりがよく、生徒が快適で落ち着いて過ごせる環境とする。
- プログラミング的思考・情報モラル等を含む情報活用能力の育成のため、ICTなどを活用した学習活動を充実させるための設備を備えた施設とする。
- のびのび運動するため、また低下傾向にある体力の向上のために運動・競技スペースは可能な限り広く、日照確保に配慮したグラウンドを整備する。
- 生徒の意欲の受け皿となる学習環境を備えた施設とする。

2 インクルーシブな学校づくり

- 障害の有無にかかわらず可能な限り同じ場でともに学ぶ機会を増やせる施設とする。
- ユニバーサルデザイン及びインクルーシブデザインを体感・実感できる施設とする。
- 生徒が1日の大半を過ごす「生活の場」となることから、生徒が落ち着いて学校生活を送ることができる、ゆとりを持った生活空間を整備する。
- 不登校や日本語の能力不足、ヤングケアラーなどを含めた複合的な困難等を抱える生徒に向き合い、切れ目のない支援に取り組む施設とする。

3 安全・安心を確保する学校づくり

- 地域からも学校内部からも見通しを良くすることで、死角となる場所を可能な限りなくす計画とする。
- 生徒の登下校、保護者の送迎、車両動線等を配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保する。
- 防犯カメラの設置などにより敷地及び建物のセキュリティを確保する。
- 災害発生時に生徒等の生命を守ることができる施設とする。また、災害発生時には必要なライフラインが確保できる施設とする。

4 地域に開かれた学校づくり

- 本町にただ一つの中学校として、まちづくりの中核としての機能を果たす施設とする。
- 初めて施設を訪れる人々にとっても、目的とする施設が見え、容易に理解できる、分かりやすい施設配置・空間構成とする。
- コミュニティスクール機能を推進し、地域の住民との相互交流、地域の活性化に寄与し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動ができる場とする。

5 自然と調和した学校づくり

- 学校の歴史・伝統や、地域の文化を継承し、誇りや愛着が持てる施設とする。
- 自然採光や自然換気に配慮した施設とする。
- 環境負荷低減、自然との共生を考慮し、周囲の自然環境を身近に感じられる施設とする。

6 持続可能性の高い学校づくり

- 将来の生徒数の変動及び、教育内容・教育方法等の変化に対応できる柔軟性を持たせた建物構造とする等、施設整備費及び長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストを低減できる計画とする。
- 本町の園小中一貫教育の鍵となる教職員の、生涯を通じた学び及び心身の健康の保持増進に寄与する施設とする。

7 工事期間中の学習環境に配慮した学校づくり

- 工事動線と生徒の動線を明確に分離し、適切な工事範囲を設定する等、生徒の安全に十分配慮した計画とする。
- 工事期間中の騒音・振動・粉塵等の発生、交通渋滞その他、建設工事が学習環境・近隣の生活環境に与える影響を考慮した計画とする。

5. 施設規模の検討

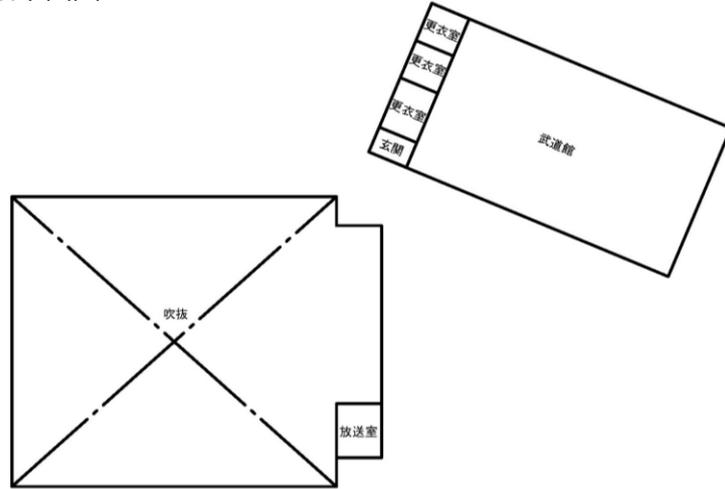
5.1 既存施設の現況

住所	千葉県長生郡睦沢町上市場 1500
沿革	<p>1967年1月 睦沢村立睦沢中学校として発足</p> <p>1968年7月 上市場 1500 番地に新校舎落成</p> <p>1969年10月 体育館落成</p> <p>1978年2月 柔剣道場・食堂棟落成</p> <p>1983年4月 町制施行により睦沢町立睦沢中学校と改称</p> <p>2007年6月 校舎棟耐震補強工事完了</p> <p>2007年9月 柔剣道場・食堂棟耐震補強工事完了</p> <p>2009年3月 体育館耐震補強工事完了</p> <p>2015年4月 土睦小学校との給食共同調理開始</p> <p>2017年3月 技術教室棟耐震補強工事完了</p> <p>2018年8月 普通教室に空調設備設置</p>
教育目標	未来に夢をもち、健康で心豊かな生徒の育成
敷地面積	建物敷地 12,053 m ² 、運動場 22,706 m ²
敷地配置図	<p>The diagram shows the layout of the school campus. Key buildings are labeled: 柔剣道場・食堂棟 (Judo Dojo and Cafeteria Building), 技術教室棟 (Technical Classroom Building), 校舎棟 (Main Classroom Building), 体育館 (Gymnasium), 部室/倉庫 (Clubrooms/Storage), and プール (Pool). A compass rose is located in the upper right corner of the diagram.</p>
建物構造	<p>構造 校舎棟、体育館：鉄筋コンクリート造、技術教室棟：鉄骨造、部室/倉庫：木造 柔剣道場・食堂棟：混構造（鉄筋コンクリート造＋鉄骨造）</p> <p>階数 校舎棟：地上3階、体育館、柔剣道場・食堂棟：地上2階、 技術教室棟、部室/倉庫：平屋</p> <p>延床面積 校舎棟 3,346.9 m²、技術教室棟 482.4 m²※、体育館 997.2 m²、 柔剣道場・食堂棟 865.2 m²、部室 60.0 m²、倉庫 28.0 m²、自転車置場 378.4 m² ※渡り廊下を挟み技術教室棟と反対側に給食棟（現在は倉庫）149.4 m²あり</p>

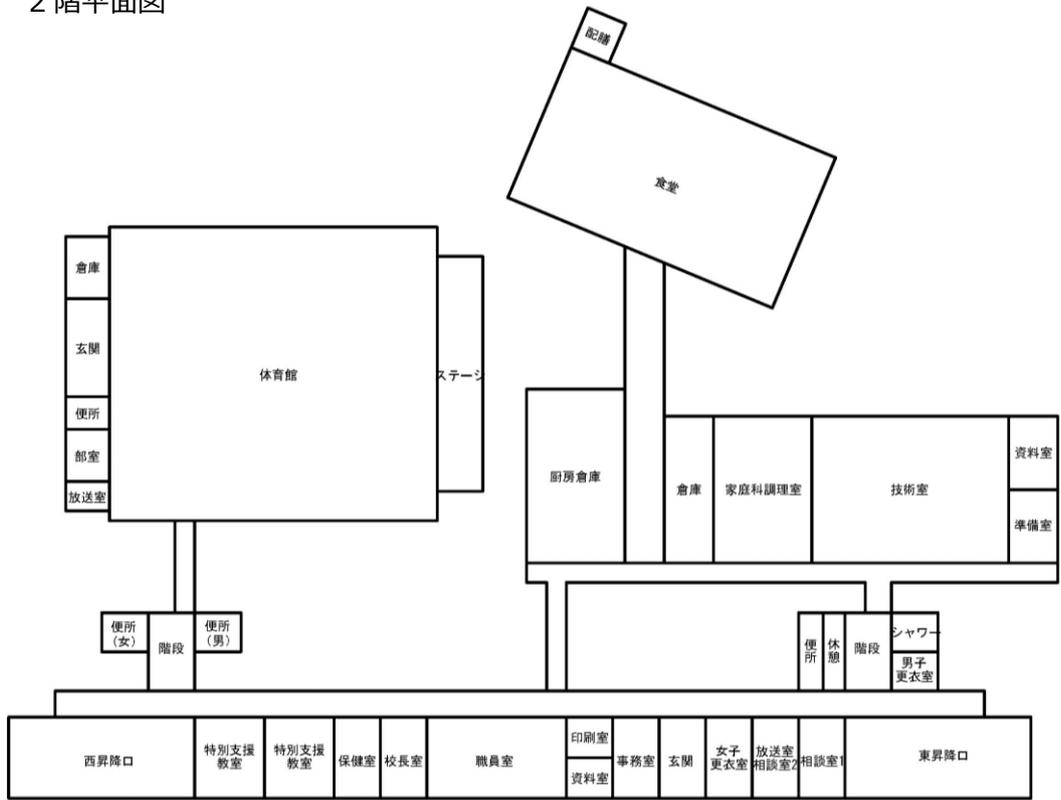
建物配置図



3 階平面図



2 階平面図



1 階平面図

航空写真



国土地理院地図

表 5-1 現在の睦沢中学校校舎における諸室構成

分類	室名	面積 (㎡)	室数 (室)	小計 (㎡)
普通教室	普通教室	64	6	384
	特別支援学級	48	2	96
特別教室	理科室	113	2	226
	音楽室	172	1	172
	美術室	128	1	128
	調理室	122	1	122
	被服室	120	1	120
	技術室	243	1	243
	図書室	145	1	145
	PC 室	110	1	110
	多目的室	64	2	128
	食堂	409	1	409
管理諸室	職員室	96	1	96
	校長室	32	1	32
	事務室	32	1	32
	保健室	32	1	32
	相談室	24	2	48
	放送室	16	1	16
	印刷室	32	1	32
	職員更衣室	32	2	64
	休憩室	14	1	14
	生徒会室	64	1	64
	PTA 室	32	1	32
	共用部	昇降口	255	2
体育施設	アリーナ	810	1	810
	ステージ	90	1	90
	体育館附属室	70	1	70
	武道場 (柔剣道場)	450	1	450
	武道場附属室	56	1	56
	部室	30	1	30
室合計面積 (㎡)		4,505		
延床面積 (㎡)		5,929		

5.2 必要諸室

施設の規模は、既存施設の規模及び将来の生徒数を考慮して、合理的かつコンパクトに整備することを基本とする。また、既存の体育館及び柔剣道場・食堂棟、技術教室棟は、校舎棟と比較して耐震改修からの経過年月が短いことに加え新校舎の配置に大きな影響を与えないことから、当面は使用を継続するものとする。

なお、将来的に小学校を同じ敷地に整備する場合、児童と生徒の交流促進と施設規模の適正化を行う必要があるが、諸室の共用化は小学校整備時に検討することとし、本事業においては、以下の考え方で諸室を計画する。

表 5-2 計画諸室の概要と面積

分類	室名	面積	室の概要 及び 面積設定の考え方
普通教室	普通教室	64 m ²	モジュールを一般的な寸法である8m×8mに統一し、計画の合理性を高める。
	特別支援学級	48 m ² (2室)	<p>自閉症・情緒障害及び知的障害に対応する2室を確保する。障害の改善・克服を目的とする指導等の多様な学習活動を円滑かつ効果的に行える空間とすること、設備や家具の設置空間が必要なこと、教具等を保管するための収納空間がより大きく必要なことなどから、人数比で大きな面積が必要になる。</p> <p>自閉症・情緒障害に対応する教室には、心理的な不安定さを考慮して、安心してリラックスできる落ち着いた小空間（カムダウンスペース、下図参照）を整備する。</p>  <p>事例イメージ（文部科学省 CO-SHA Platform より）</p>
特別教室	理科室	96 m ²	普通教室の1.5倍程度の面積とし、面積の適正化とモジュール統一による施設計画の合理化を図る。（準備室は別途確保）
	音楽室	96 m ²	普通教室の1.5倍程度の面積とし、面積の適正化とモジュール統一による施設計画の合理化を図る。（準備室は別途確保）また、集会にも使える仕様とし、多目的な利用を可能にする。
	美術室兼家庭科室（被服）	64 m ²	面積の適正化とモジュール統一による施設計画の合理化を図る。（準備室は別途確保）美術授業用に、流し場を近接して設ける。

分類	室名	面積	室の概要 及び 面積設定の考え方
特別 教室	図書室	160 m ²	<p>日常的な利用や図書室行事等を通じ、学年を超えた交流の場として活用することで、上級生へのあこがれを抱くなど、学びの意欲向上にも期待できる。同時に、学年を意識したエリアを設定し、多様な利用しやすい施設とする。</p> <p>PC 室は全教室の Wi-Fi 化により不要となるため、専用の室としては設置しない。</p>  <p>事例イメージ（CO-SHA Platform より）</p>
	多目的室	64 m ²	図書室に隣接して、調べ学習や少人数教育等、多目的に利用できる室を設置する。
管理 諸室	職員室 (休憩室含む)	128 m ²	座席やミーティングテーブル、書棚等に加え、職員の休憩スペースを確保する。
	校長室	32 m ²	校長室は会議室を一体化させた大きな一室とし、職員会議等を行う場合は移動間仕切りで仕切ることができることとする。
	会議室	24 m ²	
	事務室	32 m ²	既存校舎における面積を踏まえつつ、面積の適正化とモジュール統一による施設計画の合理化を図る。
	放送室	16 m ²	
	印刷室	16 m ²	
	保健室	64 m ²	室内にシャワーブースを設置する。
	相談室	16 m ² × 2 室	
	教材庫	16 m ²	教育で使用する各種教材を保管するため、2 室を分散配置する。
	職員更衣室	男女各 16 m ²	男女別に設置する。
	生徒更衣室	男女各 24 m ²	
	生徒会室	32 m ²	既存校舎における面積を踏まえつつ、面積の適正化とモジュール統一による施設計画の合理化を図る。
	PTA 室 兼 学校運営協議会室	24 m ²	PTA との一層の連携を図るため、独立したゾーニングが可能な場所に設置する。
倉庫	24 m ²	既存施設での不足に配慮し、新設する。また、別途、屋外倉庫を将来的に整備する。	
共用部	廊下、階段、 エレベーター、 トイレ等	-	<p>ユニバーサルデザインに配慮したエレベーター、トイレを整備する。</p> <p>廊下は普通教室との一体的な利用や安全性に配慮し、ゆとりのあるスペースを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存校舎の延床面積（5,929 m²）に占める廊下・階段・トイレ等（1,424 m²）の比率は 24.0% ・廊下幅は 2.1～2.4m <p>上記をもとに、新校舎では 3.5m 程度の廊下幅を確保するため、面積は既存校舎の約 1.9 倍の 45%を確保する。</p>
	昇降口	160 m ²	
	部室	24 m ²	既存と同程度の面積で、男女別（各 12 m ² ）に設置する。

以下の施設は使用頻度等を勘案し、当面の間は既存の施設の使用を続けることを前提とするが、将来的な施設の改築も視野に計画する。

表 5-3 既存諸室の利用案

分類	室名	室の概要 及び 面積設定の考え方
特別教室	技術室	既存技術室（243 m ² ）を利用する。
	家庭科室（調理）	既存調理室（122 m ² ）を利用する。
	多目的ホール	使用頻度や使用のタイミングを勘案し、既存の食堂（409 m ² ）で機能を兼ねることとする。
体育施設	アリーナ	既存施設（810 m ² ）を利用する。
	ステージ	既存施設（90 m ² ）を利用する。
	体育館附属室	既存施設（70 m ² ）を利用する。
	武道場	既存施設（516 m ² 、附属室含む）を利用する。

以上の必要諸室の考えを踏まえた諸室案を次頁に示す。

表 5-4 計画諸室案

分類	室名	面積 (㎡)	室数	小計 (㎡)
普通教室	普通教室	64	6	384
	特別支援学級	48	2	96
特別教室	理科室	96	1	96
	理科準備室	32	1	32
	音楽室	96	1	96
	音楽準備室	32	1	32
	美術室 兼 家庭科室 (被服)	64	1	64
	美術準備室	32	1	32
	家庭科準備室 (被服)	32	1	32
	図書室	160	1	160
	多目的室	64	1	64
管理諸室	職員室 (休憩室含む)	128	1	128
	校長室	32	1	32
	会議室	24	1	24
	事務室	32	1	32
	保健室	64	1	64
	相談室	16	2	32
	放送室	16	1	16
	印刷室	16	1	16
	教材庫	16	2	32
	職員更衣室 (男女別)	16	2	32
	生徒更衣室 (男女別)	24	2	48
	生徒会室	24	1	24
	PTA 室 兼 学校運営協議会室	24	1	24
	倉庫	24	1	24
	共用部	昇降口	—	—
来客玄関		—	—	32
配膳室		16	3	48
部室		24	1	24
	室合計面積			1,848
共用部	廊下・階段・エレベーター・トイレ等			1,512 [*]
	新設部延床面積			3,360

※共用部の面積は経験に基づく仮定値であり、今後のモデルプラン検討、先行事例調査により精査するため変動します。

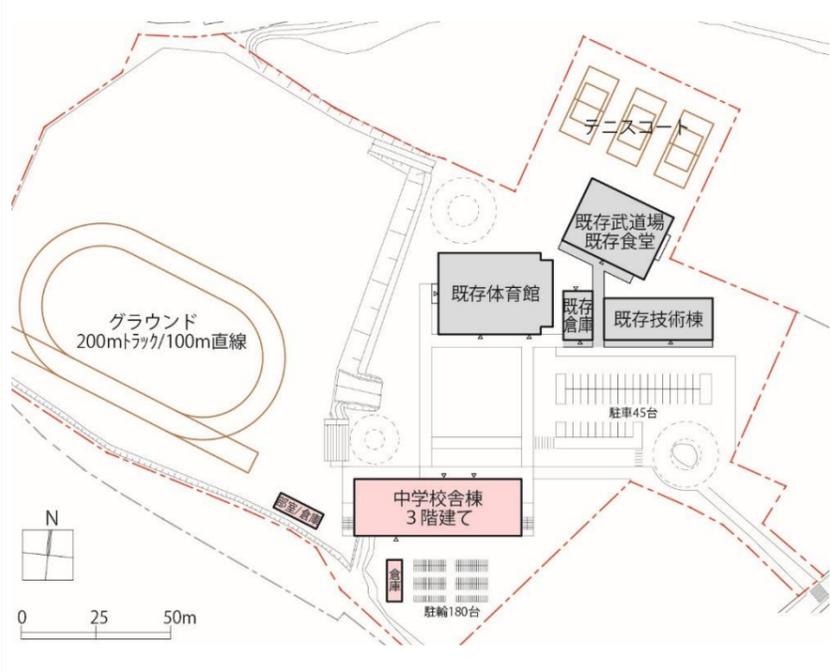
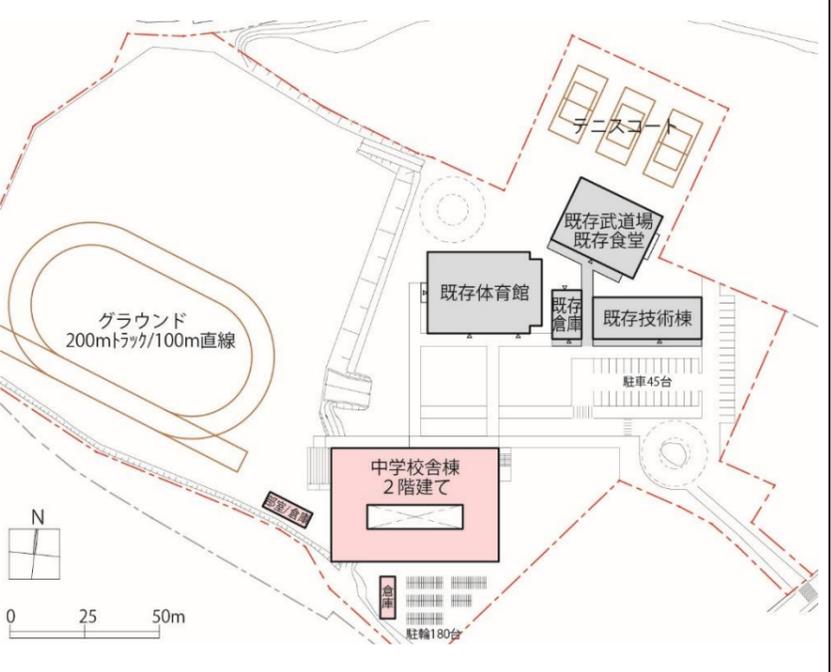
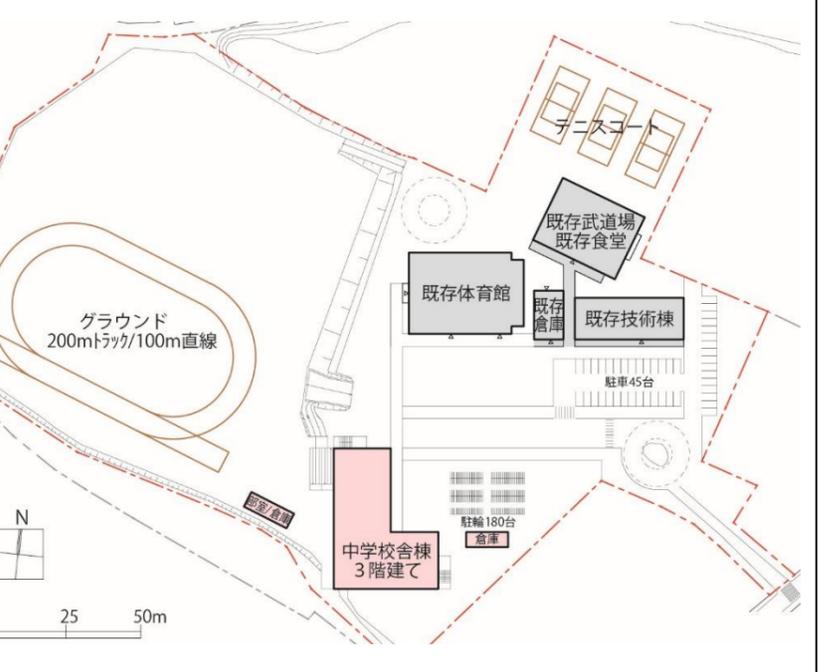
別棟	体育倉庫 (64 ㎡)
----	-------------

特別教室	技術室	既存施設 (243 ㎡) を利用
	技術準備室	既存施設を利用
	家庭科室 (調理)	既存施設 (122 ㎡) を利用
	家庭科準備室 (調理)	既存施設を利用
	多目的ホール	既存施設 (食堂、409 ㎡) を利用
体育施設	アリーナ	既存施設 (810 ㎡) を利用
	ステージ	既存施設 (90 ㎡) を利用
	体育館付属室	既存施設 (70 ㎡) を利用
	武道場	既存施設 (506 ㎡、付属室含む) を利用

6. 園小中一貫教育のための施設形態を見据えた配置計画の検討

6.1 普通教室棟（中学校舎棟）配置イメージ

以下に示す比較検討の結果、本計画においては「A：3階建 直行案」を採用する。

項目	A：3階建 直行案	B：2階建 中庭あり案	C：3階建 雁行案
配置イメージ			
学習環境	◎ 南向き教室が確保しやすい	◎ 南向き教室が確保しやすい（一部中庭を介して南面）	○ 一部の教室は西面する
正門と校舎の位置	◎ 正門から校舎が近い	○ 正門から校舎が比較的近い	△ 正門から校舎がやや遠い
駐車場	◎ ロータリーや駐車場から校舎が近く、送迎しやすい	○ ロータリーや駐車場から校舎が比較的近く、送迎しやすい	△ ロータリーや駐車場からやや遠く、相対的に送迎しにくい
既存施設との連携	○ 移動量の分散は可能だが、移動距離が長くなる	◎ 移動距離が短く、移動量の分散も可能	△ 移動距離が長く、移動量の分散も難しい
校舎建設コスト	◎ 整形で建築面積が小さいため、基礎・外壁・躯体等の費用が相対的に安価	△ 建築面積が大きく中庭があるため、基礎・外壁等の費用が高くなる	○ 校舎が雁行しているため、A案に比べてやや高くなる
造成コスト	◎ 造成が最も少なく、相対的に安価	○ C案に比べて低減が可能	△ 造成が最も多く、相対的に高くなる
周辺との関係性	◎ 診療所・住宅から距離があり、C案に比べて圧迫感や視線・騒音等の影響が少ない	○ 2階建てのため周辺への圧迫感を抑えやすいが、診療所や住宅から近く視線・騒音等の配慮が必要	△ 診療所・住宅との距離が近く、視線・騒音の配慮が必要
総合評価※	◎ (20)	○ (15)	△ (9)

※ 総合評価については、個別の評価を ◎：3点、○：2点、△：1点として換算し、算出した（括弧内記載値）。

6.2 車両動線の考え方

車両動線の考え方を図 6-1 に示す。

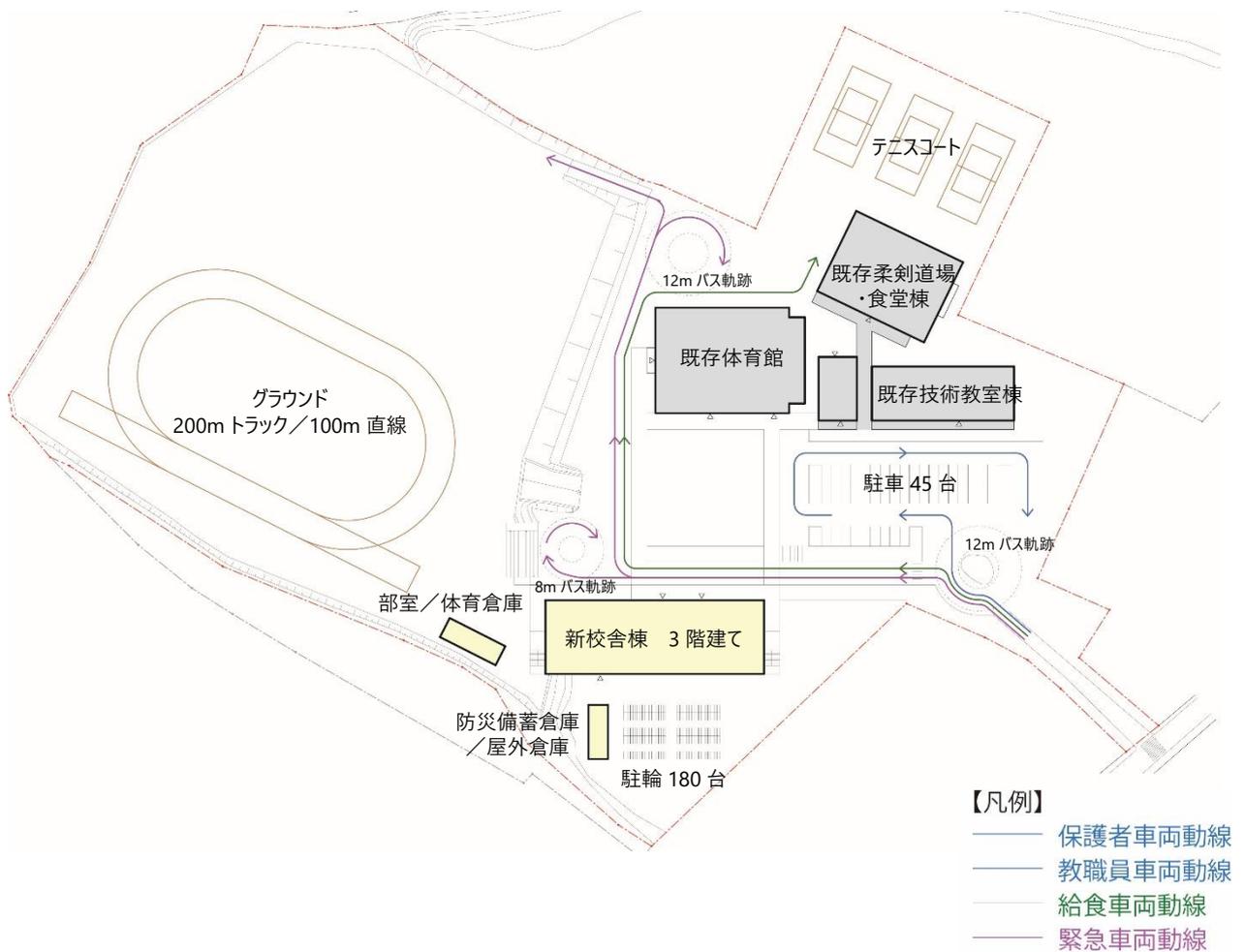
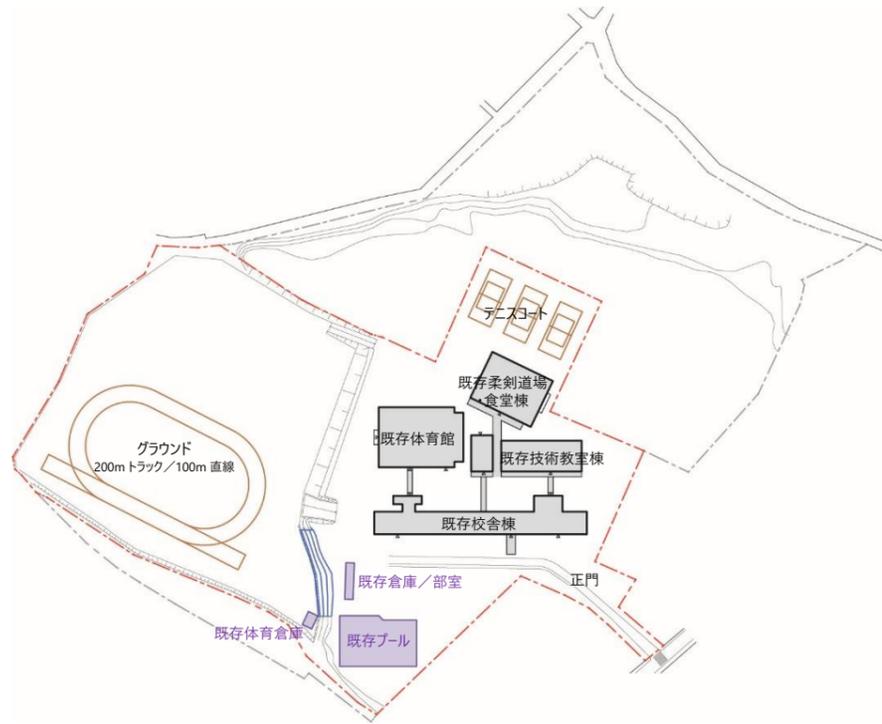


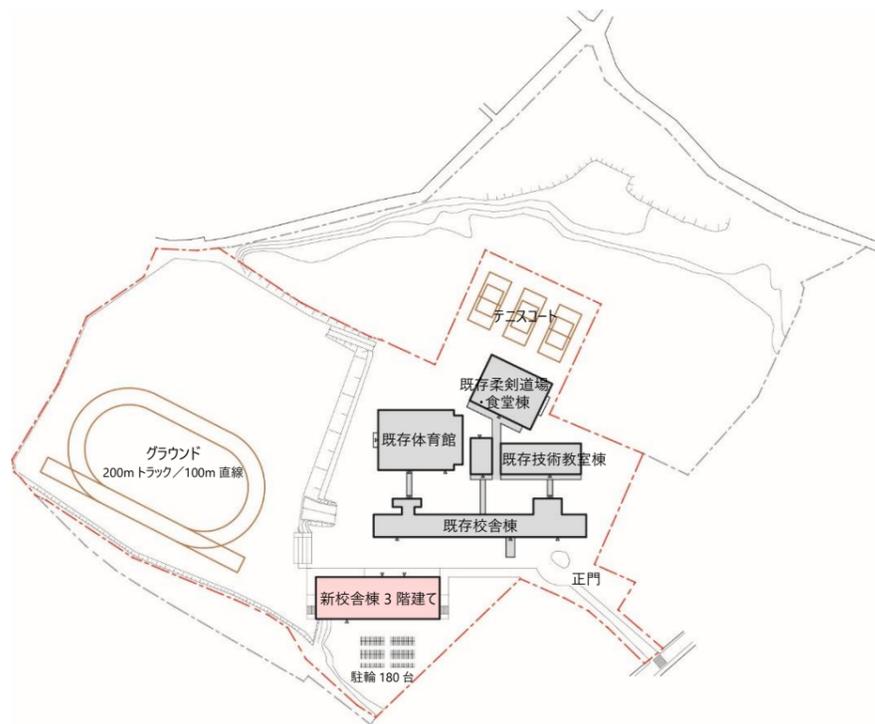
図 6-1 構内車両動線のイメージ

6.3 施工手順イメージ

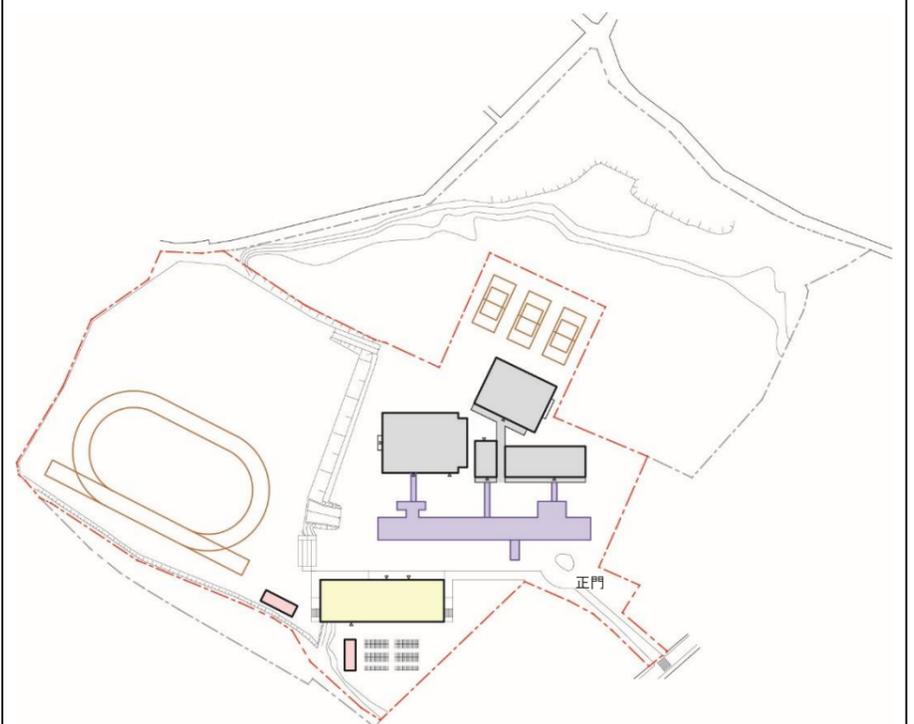
① 既存プール等 解体（一部 既存法面撤去）



② 中学校新校舎 建設（一部 外構舗装・駐輪場整備）



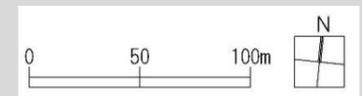
③ 既存校舎等 解体、部室・防災備蓄倉庫 整備



④ 外構整備、渡り廊下整備、駐車場整備



凡例	
	新築建物
	新築済み建物
	解体建物
	解体附属建物
	外構撤去



6.4 将来整備手順イメージ

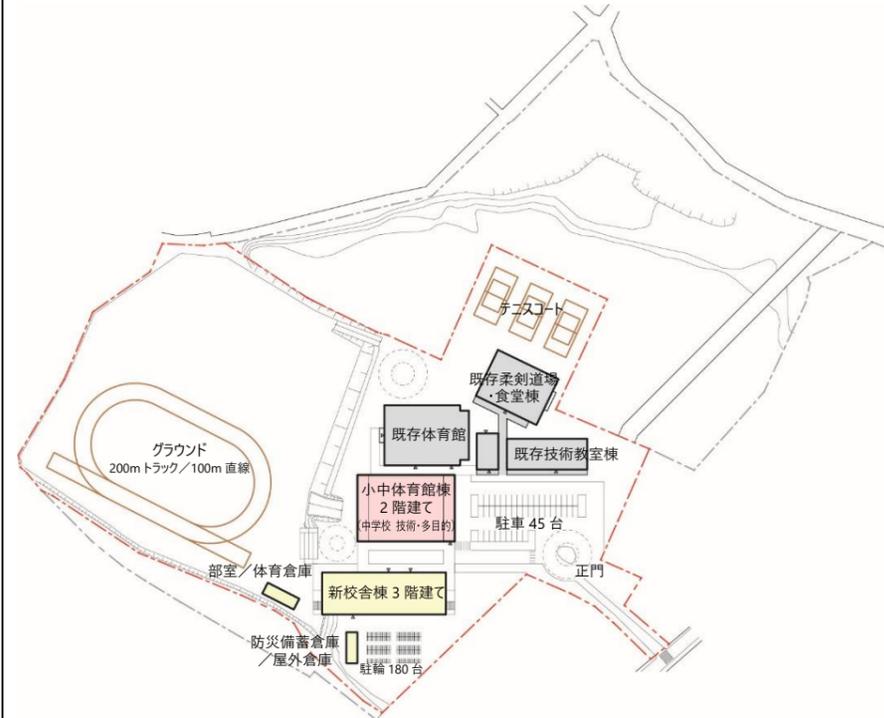
小学校建設時

① 渡り廊下解体及び北側通路整備、北側道路一部拡幅

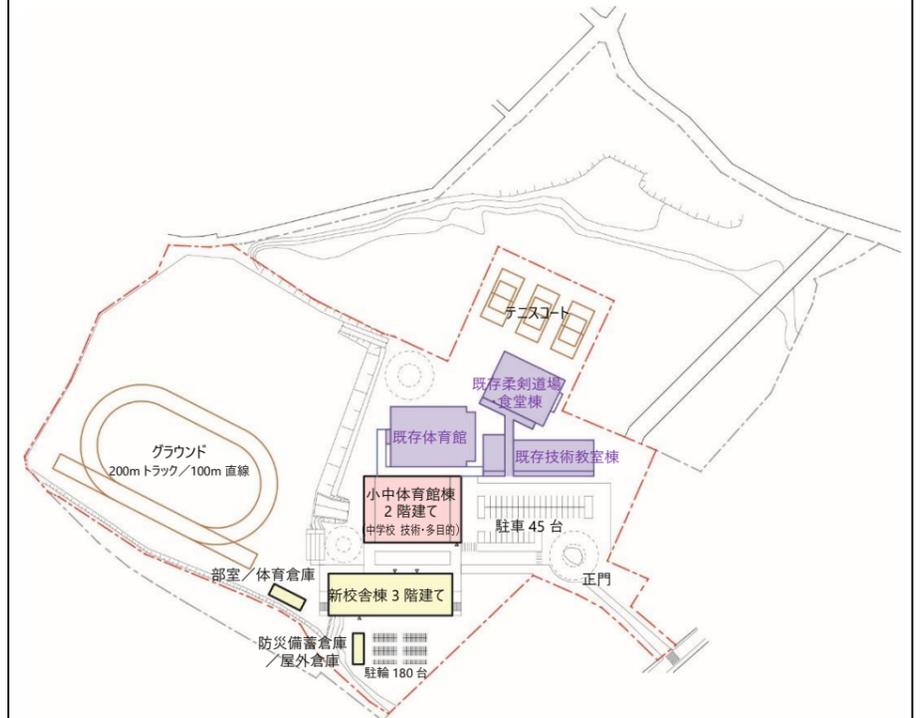
北側通路整備（一部敷地拡幅）理由
 ・保護者による送迎の際の渋滞緩和のため
 ・敷地へ入場・退場動線を分け、接触事故の発生リスクを低減させるため



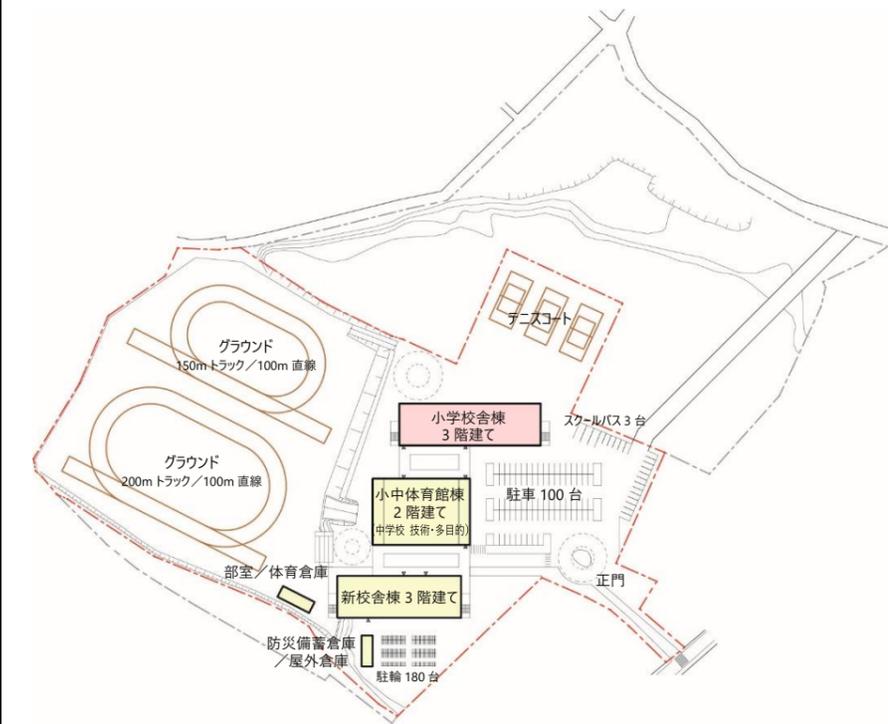
② 新体育館 建設（中学校新技術教室棟・多目的室（ランチルーム兼用））



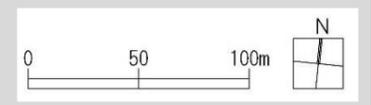
③ 既存体育館、技術教室棟及び柔剣道場・食堂棟 解体



④ 新小学校棟 建設、外構整備

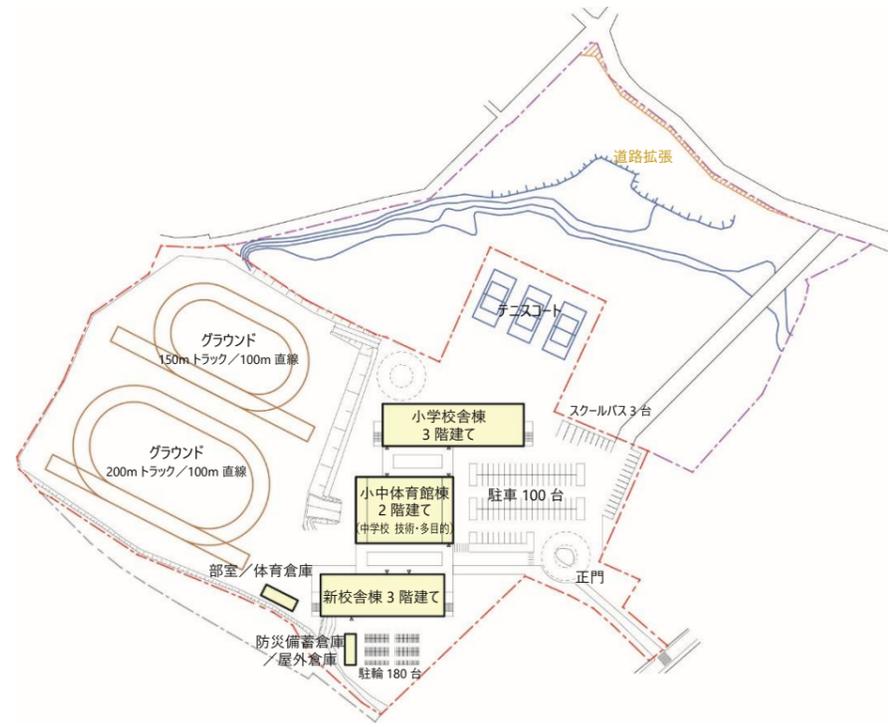


凡例	
	新築建物
	新築済み建物
	解体建物
	解体附属建物
	外構撤去

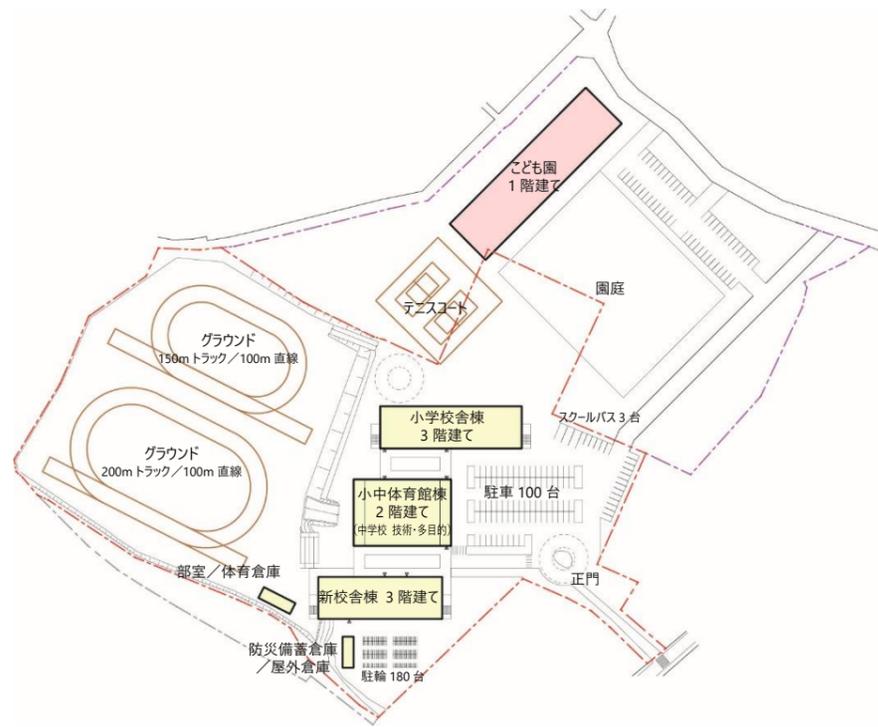


こども園建設時

① こども園 敷地造成、北側道路拡張



② 新こども園 建設、外構整備



凡 例	
	新築建物
	新築済み建物
	解体建物
	解体附属建物
	外構撤去



※上図は将来に中学校の敷地内または周辺に小学校とこども園を移転した場合のイメージです。
必ずこの場所に小学校とこども園を移転するものではなく、あくまで将来を見据えた改築の参考とするものです。

7. 備えるべき機能の検討

文部科学省が示す中学校施設整備指針における施設整備の基本的方針は、以下のとおりである。

- 1 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備
- 2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
- 3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

これらを踏まえて、備えるべき機能として以下を設定する。

(1) 学習支援機能 (ICT・特別教室)

- ・国の GIGA スクール構想に対応した、1人1台端末の活用を前提とした ICT 環境の整備。
 - ・図書室、理科室、音楽室など特別教室の充実による、グループによる自由な学びを可能とするスペースの確保。
- 例：全教室への無線 LAN 整備、タブレットと連携した学びの充実、タブレット充電保管庫の設置、図書室への映像設備設置 など

(2) 安全・防災機能

- ・耐震性能の確保に加えた、防災設備の整備。
 - ・防犯カメラや通報システムなど、生徒の安全を守る設備の導入。
- 例：停電時に電源車に接続するための電源接続盤 など

(3) 生活・交流機能

- ・生徒同士や教職員、保護者等との交流を促す空間の導入。
 - ・心のケアや居場所づくりを意識した空間計画。
- 例：保健室及び特別支援学級の充実、こどもの居場所づくりに関する指針（厚生労働省）を踏まえた計画 など

(4) 地域連携・開放機能

- ・地域の拠点としての活用を可能とするグラウンド及び体育館の将来計画。
- ・災害時には避難所としても機能する設計。

(5) 環境・衛生機能

- ・空調設備や給排水設備等の機能改善、省エネ設計など、快適で持続可能な環境整備。
 - ・学校環境衛生基準に基づいた衛生管理。
- 例：教室等の環境整備（換気、保温、採光、照明、騒音対策等）、飲料水等の水質及び施設・設備、そして、学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理等に際して、学校環境衛生基準に基づいた取り組みを行う など

8. 構造・設備の基本的方向性

8.1 構造の基本的方向性

(1) 構造の検討方針

構造計画においては、使用する生徒の安全性や居住性、施設の耐久性、施工性、経済性などについて十分検討する必要がある。陸沢中学校は、災害時において地域住民の避難所として機能することも想定する。

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」では、表8-1及び8-2の通り、対象施設の特性に応じて、施設の構造体、建築非構造部材及び建築設備が保有すべき耐震安全性の目標を規定しており、本事業においてはそれに倣い、耐震安全性の目標において、構造体をⅡ類、建築非構造部材をA類、そして、建築設備を乙類とする。

表 8-1 耐震安全性の分類

対象施設		耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
(1)	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下（2）から（11）において同じ。）			
(2)	災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）であって、2以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設	Ⅰ類	A類	甲類
(3)	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域内にある（2）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設			
(4)	（2）及び（3）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方気象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(5)	病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	Ⅰ類	A類	甲類
(6)	病院であって、（5）に掲げるもの以外の官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(7)	学校、研修施設等であって、災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）	Ⅱ類	A類	乙類
(8)	学校、研修施設等であって、（7）に掲げるもの以外の官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）	Ⅱ類	B類	乙類
(9)	社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設			
(10)	放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅰ類	A類	甲類
(11)	石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(12)	（1）から（11）に掲げる官庁施設以外のもの	Ⅲ類	B類	乙類

※対象施設は「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成6年12月15日建設省告示第2379号)によるものであり、以下に平成25年3月29日改正時点の分類を示す。

表 8-2 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築 非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

(2) 構造種別の検討

建物の構造種別には、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造などの区分があり、それぞれ特徴がある。一般的な評価及び本事業特有の評価を含めて比較検討した結果を表8-3に示す。

比較検討の結果、本計画においては鉄筋コンクリート造を採用する。

表 8-3 構造種別の比較検討

項目		鉄筋コンクリート造	鉄骨造	木造			
安全性	主架構	<ul style="list-style-type: none"> 耐震壁を含むラーメン架構 標準スパン 10m 以下 ロングスパン梁にはプレキャスト梁で対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・体育館等の大スパン構造の構成には極めて有利（ただし搬入可能な場合）であるが、校舎等においては他構造と大差はない ・標準スパン 10m～15m 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・大断面集成材やトラス構造の採用により大スパン構造も可能だが、コストが上がる ・耐火性能の違いにより高さ、面積に制限あり 	△		
	耐震性	<ul style="list-style-type: none"> ・求められる耐震性を確保することが可能であり、基本的に耐震性に差はない 	<ul style="list-style-type: none"> — 同左 	<ul style="list-style-type: none"> — 同左 	—		
	耐火性	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火構造とするのが容易 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・耐火構造とするためには耐火被覆等の工夫が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・耐火構造とするためには構法で工夫が必要 	△	
居住性	静寂性	<ul style="list-style-type: none"> ・遮音性能、防振性能に優れる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ・音、振動等が伝わり易い 	<ul style="list-style-type: none"> △ ・音、振動等が伝わり易い 	△		
	生活空間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、躯体に仕上げが必要だが、施工精度を高めることで打ち放し仕上げも可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・躯体に仕上げが必要 	<ul style="list-style-type: none"> △ ・耐火構造とするためには原則として躯体に仕上げが必要 ・躯体（木）そのものに調湿効果あり 	○		
耐久性	耐久性（外壁）	<ul style="list-style-type: none"> ・躯体が強度、耐久性能に優れさらに外装仕上げ材により補完が可能。 ・性能を維持するためには仕上げ材の定期的なメンテナンスが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ・耐久性に優れた外装材の採用が可能 ・性能を維持するためには外装材の仕上げ材、継目等の比較的短い周期でのメンテナンスが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・耐久性に優れた外装材の採用が可能だが、使用可能な外装材がやや限定的 ・性能を維持するためには外装材の仕上げ材、継目等の頻繁なメンテナンスが必要 	△		
施工性	施工性・工期	<ul style="list-style-type: none"> ・躯体工事が大きく 3 種（鉄筋、型枠、コンクリート）に分かれるため、現場での工期が比較的長い ・製作物がなく工期の想定が容易 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ・現場での工期は比較的短い ・使用部材によっては、調達及び製作に長期間必要となる場合があり、工場都合に左右される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・構法により、施工の難易度に幅がある ・現場工期は、比較的短い ・大量の木材を使用する場合、乾燥に期間を要し、工期に影響を及ぼす可能性がある 	○		
	本事業での施工性	<ul style="list-style-type: none"> ・長大空間構成の場合も構成部材の搬入が比較的容易 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・長大空間構成の場合、鉄骨の搬入が困難 	<ul style="list-style-type: none"> △ ・長大空間構成の場合、大断面集成材の搬入が困難 	△		
	可変性	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震壁の配置を工夫することで、将来のレイアウト変更に対応し易い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・将来のレイアウト変更に対応し易い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・構法次第では将来のレイアウト変更に対応し易い 	○	
経済性	建物の寿命	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なメンテナンスにより、長寿命化が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ・比較的短周期でのメンテナンスにより、長寿命化が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・長寿命化には、他構造よりも頻繁なメンテナンスが必要 	△		
	コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・現場作業が多く、労務費高騰の影響を受け易い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・工場制作のため、資材価格高騰の影響を受け易い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・条件や産地等による価格差が大きく、耐火建築物とする場合は相対的にコストが高くなる 	△		
総合評価※		◎	25	○	17	△	13

※ 総合評価については、個別の評価を ◎：3点、○：2点、△：1点として換算し、算出した。

8.2 設備の基本的方向性

本施設は、文部科学省が推し進める「環境を考慮した学校施設（エコスクール）」の考え方を取り入れることとする。エコスクールの整備に際しては、以下の3項目への留意が必要となる。

- 施設面・・・やさしく造る
- ・学習空間、生活空間として健康で快適である。
 - ・周辺環境と調和している。
 - ・環境への負荷を低減させる設計・建設とする。
- 運営面・・・賢く・永く使う
- ・耐久性やフレキシビリティに配慮する。
 - ・自然エネルギーを有効活用する。
 - ・無駄なく、効率よく使う。
- 教育面・・・学習に資する
- ・環境教育にも活用する。

表 8-4 エコスクールで採用が想定される環境配慮手法（例）

項目		内容
自然とのふれあい		自然地表面を活かした校庭
熱負荷の低減		熱負荷を低減する配置計画等、バルコニーもしくは庇による夏季の日射遮蔽、断熱材や複層ガラスによる断熱性能向上、窓際の熱環境に考慮した暖房設備
再生可能エネルギーの活用	直接利用	自然採光が得やすい配置計画、自然通風を促進する室配置・ドラフト効果、ライトシェルフを利用した自然採光の導入
	間接利用	太陽光発電等による電力利用、木材など環境負荷の少ない材料の内装への活用
省エネルギーシステム		LED照明、トイレなどへの人感センサー設置、トッパンナー変圧器、高効率空調、節水型器具、配管などの保守・修繕・更新を考慮した床下ピット等

また、省エネに配慮した施設としてZEB Oriented（ゼブオリエンテッド）相当の性能確保を目標とする。ただし、延べ面積の規定を満たせないため、認証取得は出来ない。

表 8-5 ZEB の分類

ZEB Oriented (ゼブオリエンテッド)	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積10,000㎡以上 ・再生可能エネルギーを除き、学校においては基準一次エネルギー消費量から40%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物 ・更なる省エネに向けた未評価技術^{※1}（WEBPRO^{※2}において現時点で評価されていない技術）を導入している建物
-----------------------------	--

※1：公益社団法人 空気調和・衛生工学会が公表しているCO₂濃度による外気量制御をはじめとする15項目の技術のこと。

※2：国立研究開発法人 建築研究所により提供されている「エネルギー消費性能計算プログラム」の通称。建築物省エネルギー法で規定された非住宅建築物の省エネルギー基準（平成28年度基準）への適合性を判定する。当該建築物の「設計一次エネルギー消費量」と法律で規定された「基準一次エネルギー消費量」の値を得ることができる。

さらに、頻発する自然災害への対応として、町民の安全・安心を守る避難所利用等を想定し、避難所利用における配慮事項を踏まえた計画を行うとともに、ライフラインとなるインフラのバックアップを行う。

表 8-6 段階ごとの避難所の配慮事項（例）

段階	対策
①救命避難期	生徒の安全な避難経路：2方向避難等
②生命確保期	防災備蓄倉庫 [*] ／災害用通信設備／太陽光発電／高断熱化による居住環境確保
③生活確保期	男女別更衣室、シャワー設備／資材搬入スペース／テントなどによるプライバシー確保
④学校機能再開期	教育活動と避難生活の共存が可能なゾーニング

※本事業とは別で整備する。

表 8-7 インフラバックアップのための導入設備（例）

種別	内容
電気	太陽光発電（自立運転）等
上水	備蓄（ペットボトル）等
情報通信	衛星通信、災害時優先電話、TV等

9. 事業手法の検討

9.1 事業手法の基本方針

睦沢中学校の整備（設計・建設）については、町の財政負担軽減を図り、学校運営にあたってより良いサービスを提供するため、民間ノウハウを活用したDB方式について、導入を検討する。DB方式について、表9-1に概要を従来手法と比較する形で整理する。

表 9-1 事業手法の概要

手法	事業方式	資金調達	業務範囲			施設所有	事業手法の概要
			設計	建設	維持管理		
従来手法	公設公営方式	公共	公共	公共	公共	公共	<ul style="list-style-type: none"> ・町が、起債や国庫補助金等により自ら資金を調達 ・各業務を分離し、仕様を定めて個別に発注 ・単年度業務が多い
PPP手法	DB方式	公共	民間		公共	公共	<ul style="list-style-type: none"> ・町が、起債や国庫補助金等により自ら資金を調達 ・設計・建設業務を一括で、性能発注により行う

9.2 事業手法の比較とスキーム

本事業で想定される事業手法（従来方式及びDB方式）について、比較検討を行った。

本事業は現在の敷地内での建替えとなり、限られた敷地範囲・接道条件で、既存校舎を利用しながらの工事となる。そのため、民間事業者の創意工夫及び技術的・経営的能力等の活用による質の高い教育の場の提供に加え、建設段階での生徒の安全性の確保、工期短縮等を図るため、設計に施工計画上の視点等を柔軟に反映することが特に期待される。以上の観点からメリット、デメリットを表9-2のとおり比較した結果、DB方式が有効であると評価する。

なお、直近の他自治体における学校施設整備におけるDB方式の事例では、従来方式と比較した削減効果が約5%と見込まれるなど、一定の事業費削減の効果が期待できる。

表 9-2 事業手法の比較

項目	従来方式	DB方式
サービス水準 ★	○	◎
	・ 事業者が施設整備に関与せず、維持管理への影響は限定的となる。	・ 設計の段階から施工事業者が関与するため、民間事業者の創意工夫の発揮によって、民間のノウハウを活かした施設計画が可能となる。 ・ 維持管理面への学校側の意見等を反映することも可能になる。
企業の参画しやすさ	◎	○
	・ 通常の発注方法であり、企業は参画しやすい。	・ 近年では、多く採用されている方式のため、比較的参画しやすい。
コスト削減 ★	△	◎
	・ 設計、建設、工事監理の分割発注・仕様発注のためコスト削減の余地は小さい。	・ 設計、建設、工事監理の一括発注により効率化が図られコスト削減が可能。
財政負担の平準化	○	○
	・ 施設引渡し時の一括支払いによる当該年度の財政負担が大きい。 ・ 施設整備費等の一部に起債を充当することで、一定の平準化は可能。	・ 同左
客観的なチェック機能	◎	○
	・ 設計・監理者と施工者が分離・独立しているため、客観的な視点でのチェック・バランス機能が働きやすい	・ 設計、建設、工事監理が一括で発注されるため、客観的なチェック機能が働きにくい。ただし、第三者によるモニタリングの実施により補完が可能。
工期 ★	△	◎
	・ 設計、施工を個別に発注するため工期短縮が限定的になる可能性がある。	・ 民間ノウハウの活用により工期短縮が期待できる。
合計	△ (16)	◎ (24)

※ ★は重点評価項目

※ 総合評価については、個別の評価を ◎：3点、○：2点、△：1点とし、★を2倍に換算して算出した。

なお、既存校舎の解体工事及び外構工事は、工事規模を考慮すると地元企業にて施工が可能と考えられるため、地域経済への貢献、地元企業の育成等の観点から従来手法とする。

10. 概算事業費の算定

概算事業費は、項目ごとに以下の根拠を用いて算出した。

- ・設計監理費：国土交通省告示第8号（第七号第1類）
- ・建築工事費：他自治体の鉄筋コンクリート造の小学校・中学校の建設費
- ・既存校舎等解体費：他自治体の鉄筋コンクリート造の学校等の解体費
- ・外構工事費：国土交通省「令和8年度 新営予算単価」、国税庁「宅地造成費の金額表」

なお、他自治体の事例を参考とする場合は可能な限り近年の事例とし、加えて一般財団法人建設物価調査会「建築費指数（建物種類：学校 RC）」をもとに発注年度の違いによる物価変動の補正を行った。

また、昨今の建設費高騰及び令和6年の公共工事品質確保法等の改正を踏まえ、適切な価格転嫁対策による労務費へのしわ寄せ防止に向けて工事請負契約にスライド条項を設定する必要があることから、公告時点（2026年月見込み）に加え、着工時点（2027年10月見込み）及び校舎解体・外構工事着手時点（2029年4月見込み）で想定される事業費についても併せて算出した。公告時点での総事業費は約39.3億円、さらにDBおよび工事に限ると約37.2億円が見込まれる。

なお、今後の物価動向に応じて事業費は変動する可能性がある。

表 10-1 公告時点（2026年4月）の概算事業費（税込）※□枠は契約単位を示す

年度	業務委託		DB 及び 工事
R6 (2024)	・測量 23,760 千円	・耐力度調査 4,675 千円	
R7 (2025)	・基本計画及び アドバイザー（実施方針まで） 36,036 千円	・地質調査 22,000 千円	
R8 (2026)	・アドバイザー（契約締結まで） 12,584 千円		
R9 (2027)	・基本設計モニタリング 11,169 千円 ・実施設計モニタリング 12,181 千円 ・建設モニタリング 3,429 千円		・基本設計 28,156 千円 ・実施設計 108,984 千円 ・改築工事（基礎工事まで） 568,966 千円
R10 (2028)	・建設モニタリング 13,717 千円	・校舎解体・外構工事实施設計、 アスベスト調査 40,278 千円	・改築工事（基礎工事を除く） 2,275,864 千円 ・工事監理 38,541 千円
R11 (2029)		・校舎解体・外構工事 工事監理 10,310 千円	・備品の調達 22,000 千円 ・校舎解体工事 386,881 千円 ・外構工事※防災倉庫含む 313,680 千円
総計			3,933,211 千円
うち、DB 及び工事費（□ + □）			3,721,072 千円

表 10-2 着工時点（2027年10月）の概算事業費（税込）※□枠は契約単位を示す

年度	業務委託		DB及び工事
R6 (2024)	・測量業務 23,760 千円	・耐力度調査 4,675 千円	
R7 (2025)	・基本計画及び アドバイザー（実施方針まで） 36,036 千円	・地質調査 22,000 千円	
R8 (2026)	・アドバイザー（契約締結まで） 12,584 千円		
R9 (2027)	・基本設計モニタリング 11,169 千円 ・実施設計モニタリング 12,181 千円 ・建設モニタリング 3,429 千円		・基本設計 28,156 千円 ・実施設計 108,984 千円 ・改築工事（基礎工事まで） 615,182 千円
R10 (2028)	・建設モニタリング 13,717 千円	・校舎解体・外構工事実施設計、 アスベスト調査 40,278 千円	・改築工事（基礎工事を除く） 2,460,730 千円 ・工事監理 38,541 千円
R11 (2029)		・校舎解体・外構工事 工事監理 10,310 千円	・備品の調達 22,000 千円 ・校舎解体工事 418,307 千円 ・外構工事※防災倉庫含む 339,160 千円
総計			4,221,199 千円
うち、DB及び工事費（□ + □）			4,009,060 千円

表 10-3 校舎解体・外構着手時点（2029年4月）の概算事業費（税込）※□枠は契約単位を示す

年度	業務委託		DB及び工事
R6 (2024)	・測量業務 23,760 千円	・耐力度調査 4,675 千円	
R7 (2025)	・基本計画及び アドバイザー（実施方針まで） 36,036 千円	・地質調査 22,000 千円	
R8 (2026)	・アドバイザー（契約締結まで） 12,584 千円		
R9 (2027)	・基本設計モニタリング 11,169 千円 ・実施設計モニタリング 12,181 千円 ・建設モニタリング 3,429 千円		・基本設計 28,156 千円 ・実施設計 108,984 千円 ・改築工事（基礎工事まで） 615,182 千円
R10 (2028)	・建設モニタリング 13,717 千円	・校舎解体・外構工事実施設計、 アスベスト調査 40,278 千円	・改築工事（基礎工事を除く） 2,460,730 千円 ・工事監理 38,541 千円
R11 (2029)		・校舎解体・外構工事 工事監理 10,310 千円	・備品の調達 22,000 千円 ・校舎解体工事 449,732 千円 ・外構工事※防災倉庫含む 364,640 千円
総計			4,278,104 千円
うち、DB及び工事費（□ + □）			4,065,965 千円

11. 関係法令や制度（補助制度含む）の整理

11.1 関係法令の整理

本事業の実施にあたっては遵守すべき関係法令を整理する。

なお、以下に記載のない法令等（関連する政令、条例等を含む。）並びに関連する要綱及び基準等についても調査を行うとともに、必要に応じ、各関係法令等に関する行政窓口等と協議を行う必要がある。

- ・建築基準法
- ・都市計画法、景観法、屋外広告物法
- ・消防法
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）
- ・学校教育法、学校保健安全法、学校図書館法
- ・文化財保護法
- ・水道法、下水道法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壤汚染対策法、浄化槽法
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネルギー法）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）
- ・電気事業法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・労働安全衛生法
- ・建設業法その他各種の建築資格関係法律及び労働関係法律
- ・測量法
- ・千葉県建築基準法施行条例
- ・千葉県建築基準法施行細則
- ・睦沢町個人情報保護条例
- ・長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例
- ・千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針
- ・その他本事業に関連する関係法令 等

11.2 制度（補助制度含む）の整理

11.2.1 国庫補助事業の概要

学校施設整備にあたって必要となる事業費の資金調達方法として、文部科学省の国庫補助による助成を受けることが想定される。文部科学省の国庫補助等には、「公立学校施設整備費負担金」及び「学校施設環境改善交付金」の2種類がある。

表 11-1 学校施設整備に係る国庫補助

種類	趣旨
公立学校施設整備費負担金	公立の小学校、中学校、義務教育学校等における校舎・屋内運動場（体育館）等を新築又は増築する場合等に、その経費の一部を国が負担する。
学校施設環境改善交付金	公立学校施設は、災害発生時には地域の避難所としての役割も果たすことから、その安全性を確保するため、地方公共団体が学校施設の改築をはじめとする整備をするにあたり、その実施に要する経費の一部を、国が交付金として地方公共団体へ交付する。

なお、公立学校施設整備費負担金はその根拠となる義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条1項に「教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築」と示されており、今回の活用は困難である。そこで、本事業での活用が考えられる学校施設環境改善交付金の概要を次項に示す。

11.2.2 学校施設環境改善交付金

学校施設環境改善交付金に含まれる事業は「改築」、「地震補強」、「大規模改造」、「長寿命化改良」及び「結合改修」があり、また付帯施設・設備等に対しては「防災機能強化」、「学校給食施設」、「武道場」、「太陽光発電等設置」などがある。

本事業に適するものとして「改築」及び「防災機能強化」の内容を以下に示す。

（1）改築

- **対象**：構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物、津波浸水想定区域内の移転又は高層化を要する建物等の改築
- **交付額の算定**：施設整備計画に記載された事業について、事業ごとに算出した配分基礎額（＝配分面積×配分単価）に算定割合（原則1/3）を乗じた額と事業に要する経費の額に1/3を乗じた額とを比較して、少ないほうの額の総和に事務費を加えた額を予算の範囲内で交付する。

【校舎（又は屋内運動場）の場合】

校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。

- ① 改築を行う年度の5月1日における当該学校の学級数に**応ずる必要面積**
- ② 改築を行う年度の5月1日における**保有面積**

① の必要面積は「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」32ページの“3.中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）基準”における「学級数に応ずる校舎必要面積」（表11-2に示す）から以下の通り求められる。

$$3,181 + 324 \times (N-6) \rightarrow 6\text{学級のため、} 3,181 + 324 \times (6-6 \rightarrow 0) = 3,181 \text{ m}^2$$

→表11-2 注記 2 から、336 m²（= 168×2）を加え、3,517 m²
さらに、同表注記 3 から、1.085を乗じた3,816 m²が必要面積となる。

表 11-2 学級数に応ずる校舎必要面積（中学校）

学級数（特別支援学級を除く。）	面積の計算方法
1 学級及び 2 学級	848 + 651 × (N - 1)
3 学級から 5 学級まで	2,150 + 344 × (N - 3)
6 学級から 11 学級まで	3,181 + 324 × (N - 6)
12 学級から 17 学級まで	5,129 + 160 × (N - 12)
18 学級以上	6,088 + 217 × (N - 18)

- 注) 1 N……学級数（特別支援学級を除く。）
2 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特別支援学級 1 学級につき 168 m²を加えた面積とする。
3 多目的教室を設ける学校の必要面積は学級数（特別支援学級を含む。）に 応ずる必要面積に1.085 を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に 応ずる必要面積に 1.105 を乗じて得た面積とする。
4 上表の基準は、温暖地の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行う補正は、1 級積雪寒冷地域：32 m²×N、2 級積雪寒冷地域：16 m²×N（特別支援学級数を含める）とする。

② の保有面積は、3,242 m²であり、学級数に応ずる必要面積（3,816 m²）と比較し、より少ない保有面積（3,242 m²）が資格面積となり、配分基礎額を踏まえると交付額は約3.5億円が見込まれる。以下に計算式を示す。

$$\begin{aligned} \text{配分基礎額} &= \text{資格面積} \times \text{令和7年度の建築単価} \quad (324,900 \text{円} / \text{m}^2 \cdot \text{千葉県}) \\ &= 3,242 \times 324,900 = 1,053,325,800 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{交付額} &= \text{配分基礎額} \times \text{算定割合} \quad (1/3) \\ &= 1,053,325,800 \times 1/3 = \underline{\underline{351,108,600 \text{円}}} \end{aligned}$$

11.2.3 千葉県地域防災力充実・強化補助金

- **目的・概要：**市町村における自助・共助の取組強化や災害対応のデジタル化を推進するため、市町村の取り組みを支援する補助制度
- **補助率：**2分の1
- **補助上限額：**500万円
- **補助要件：**次の項目を満たすこと。
 - ・市町村等が策定した計画に基づき実施する事業であること
 - ・既存事業の拡充又は新規事業であること
 - ・次の4つの分野の範囲内で取り組む事業であること
「自助・共助の活性化」、「災害対応のデジタル化」、「避難環境の強靱化」、「要配慮者対策」

なお、実際に補助事業として実施する際には、最新版の交付要綱に沿って金額を算定し、申請を行う必要がある。

睦沢町立睦沢中学校建設事業基本計画

編集・発行 睦 沢 町
委託 株式会社建設技術研究所